

29 経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証(感染症対応型))

多くの中小企業・小規模事業者の皆さまが新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とする保証です。

対象となる方	中小企業活性化協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方(特定非営利活動法人(NPO法人)は除く)
資金使途	事業資金(事業再生の計画の実施に必要な資金に限る)
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険および無担保保険とは別枠です。
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:15年以内(うち据置期間5年以内)
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括返済または分割返済
貸付利率	金融機関所定利率(自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 なお、本保証における経営者保証免除対応※を適用する場合、連帯保証人は不要。 ※次の①、②をいずれも満たす場合に、経営者保証を免除します。 ①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。 ②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
保証料率	責任共有制度対象:年0.80%(経営者保証免除対応を適用する場合は年1.00%) 責任共有制度対象外:年1.00%(経営者保証免除対応を適用する場合は年1.20%) ※ただし、国による保証料補助により、当初保証料の負担は一律年0.20%相当額となります。 ※条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国の補助の対象外となります。
保証割合	責任共有制度対象 ただし、次の①または②に該当する場合は責任共有制度の対象外となります。 ①既存の責任共有対象外の保証付融資を借換する場合、借換対象の残高の範囲内に限り、責任共有制度対象外保証での借換が可能です。 ②危機指定期間中(令和2年2月1日から令和3年12月31日)に協会が申込を受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号にかかる既存の保証付融資を借換する場合、借換対象の残高の範囲内に限り、責任共有対象外保証での借換が可能です。
必要書類	①所定の申込書類のほか、事業再生計画が必要となります。 ②経営者保証免除対応を適用する場合は、『経営者保証免除対応確認書(写し可)』が必要となります。
その他注意事項	①事業再生計画は、当該計画に係る債権者全員の合意がとれているものに限ります。 ②取扱金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、中小企業者の計画の実行状況と経営支援の状況を当協会に報告する必要があります。
取扱期間	令和6年3月31日まで(保証申込受付分)

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 支援推進課または各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。